

外国為替に関する省令の一部を改正する省令案について

財務省では、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行により、個人番号カードと同等の機能をスマートフォンに搭載できるようになったことを踏まえ、警察庁が本年5月9日から意見公募手続を実施している「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に併せ、外国為替に関する省令（昭和55年大蔵省令第44号）の改正を検討しております。

その概要は別紙のとおりであり、これについて御意見等がございましたら、氏名又は名称及び連絡先を付記の上（御意見等の内容を確認するため、連絡を取らせていただくことがあります。）、令和7年6月8日（日）（必着）までに、電子メール又は郵送により下記までお寄せください。なお、電話での御意見等には応じかねますので、あらかじめ御了承願います。

皆様から頂いた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き、公表させていただきます。

また、御意見等につきましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【御意見等の送り先】

○ 電子メールによる場合

メールアドレス： gaitame.shourei@mof.go.jp

※ e-Gov のパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出することも可能です。

○ 郵送による場合

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省国際局調査課外国為替室法規係